

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 }  
県内障害福祉サービス事業所を運営する法人代表者 } 様

鳥取県福祉保健部長  
(公 印 省 略)

鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金交付要綱の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり要綱を改正しましたので、御承知ください。

記

【改正の概要】

1 複数名訪問介護等支援事業

- ・補助対象事業者に「居宅介護支援事業所を運営する法人」及び「相談支援事業所を運営する法人」を追加
- ・補助対象経費に「居宅介護支援を行う場合の経費」及び「計画相談支援を行う場合の経費」を追加
- ・補助対象事業者の追加に伴う別表及び様式の変更

2 共通事項

「財産の処分に係る補助金の返還」についての条文を追加

【担当】

(介護分野)

福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

いきいき長寿担当 森本

電 話：0857-26-7177

電子メール：morimoto-ki@pref.tottori.lg.jp

(障がい福祉分野)

福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

生活支援・指導担当 逸見

電 話：0857-26-7655

電子メール：henmi-m@pref.tottori.lg.jp